

栃木市国民健康保険運営協議会の役割について

1 設置の主旨

国保事業の適正な運営を図るためには、国保の被保険者、療養担当者、市町村の一般住民等のそれぞれの利害を調整して、その運営が円滑に行われるようにする必要がある。そこで、都道府県及び市町村に国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「運営協議会」という。）を設置することとされている。運営協議会は、国保事業の運営に関する重要事項を審議するものであり、また、国保事業を被保険者の制度として、円滑に、かつ、民主的に運営するための重要な役割を担っている。

市町村の運営協議会は、市町村長の諮問機関であり、国保事業の運営に関する重要事項について市町村長から諮問があった場合に審議し、その結果の意見を市町村長に答申するという役割を担う。なお、運営協議会の意見は法的に市町村長を拘束するものではなく、また、諮問そのものが条例の制定改廃についての要件でないことから、条例の効力に影響を与えることはない。

2 運営協議会の委員

運営協議会の委員は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員の三者同数をもって構成され、委員の定数は条例で定めることとされている。なお、本市の運営協議会委員の定数は、それぞれ6人であり、計18人となっている。

なお、委員の身分は、市町村の非常勤特別職であり任命権者は、市町村長である。

3 審議内容

市町村の運営協議会で審議する内容は、市町村が処理する重要事項に限るとされており、具体的には、一部負担金の割合、保険料（税）の賦課方法、保険給付の種類及び内容、保険料（税）率、直営診療施設の設置等である。

なお、運営協議会は市町村長の諮問機関であるが、市町村長から諮問のない事項について、自発的に勧告、建議等を行うこともできる。

国民健康保険運営協議会関係法規

国民健康保険法抜粋

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

- 第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであって、第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第82条の2第1項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであって、第4章の規定による保険給付、第76条第1項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 3 前2項に定める協議会は、前2項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第1項に定める協議会にあってはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあってはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、第1項及び第2項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

国民健康保険法施行令抜粋

(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)

第3条 略

2 略

3 法第11条第2項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第5条第1項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第4条 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

栃木市国民健康保険条例抜粋

第2章 国民健康保険運営協議会

（国民健康保険運営協議会委員の定数）

第2条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 6人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 6人
- (3) 公益を代表する委員 6人

栃木市国民健康保険規則抜粋

第1章 国民健康保険運営協議会

第1節 諮問及び意見の提出

（諮問）

第1条 栃木市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）は、栃木市国民健康保険の運営に関する重要事項について市長から諮問があったときは、審議して答申しなければならない。

（意見の提出）

第2条 協議会は、栃木市国民健康保険の運営について必要があると認めるときは、審議して市長に意見を提出することができる。

(答申及び意見提出の方法)

第3条 諮問に対する答申又は意見の提出は、文書をもってしなければならない。

第2節 会長及び会長の職務を代行する委員

(選挙)

第4条 協議会の会長及び会長の職務を代行する委員の選挙は、無記名投票で行い、有効投票の過半数を得たものを当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり、投票数が同じであるときは、くじで定める。

3 委員中異議がないときは、第1項の選挙に代えて、指名推薦の方法を用いることができる。

4 会長がその職務を辞したとき、その他会長が欠けるに至ったときは、その欠けるに至った日から30日以内に会長の選挙を行わなければならない。

(任期)

第5条 会長及び会長の職務を代行する委員の任期は、委員の任期による。

(会長の職務)

第6条 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

第3節 会議

(会議の開催)

第7条 協議会は、市長から諮問があったとき、その他必要と認めるときに開催する。

(招集)

第8条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及び会長の職務を代行する委員がともに欠けた場合は、市長が招集する。

2 協議会の委員の3分の1以上の者から会議に付議すべき事案を示して会議の招集の請求があったときは、会長は、これを招集しなければならない。

(議長)

第9条 協議会の会議は、会長が議長となる。ただし、会長及び会長の職務を代行する委員がともに欠けた場合の会議においては、年長の委員が臨時に議長となる。

(委員の欠席届)

第10条 委員は、協議会に出席できない事情があるときは、あらかじめ会長にその旨を届出なければならない。

(定足数)

第11条 協議会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(表決)

第12条 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は委員として、議決に加わることができない。

(関係職員等の出席)

第13条 協議会は、必要があると認めるときは、関係職員等の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

(会議録)

第14条 会長は、書記をして会議録を調整し、会議の次第及び出席委員の氏名その他必要な事項を記載させなければならない。

2 会議録には、会長及び協議会において定めた2人以上の委員が署名しなければならない。

(準用規定)

第15条 この章に定めるもののほか、協議会の開閉、議事の審議等に関しては、栃木市の議会の会議の例による。

第4節 雑則

(書記)

第16条 協議会に書記を置き、市長が任命する。

2 書記は、会長の命を受けて協議会の庶務を処理する。

(委任)

第17条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

栃木市国民健康保険運営協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、栃木市国民健康保険規則（平成22年栃木市規則第137

号) 第17条の規定に基づき、栃木市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 協議会の会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- (1) 栃木市情報公開条例(平成22年栃木市条例第20号)第6条各号のいずれかに該当する事項について審議を行うとき。
- (2) 公開することにより、公正かつ円滑な審議が阻害され、会議の目的を達成することが困難になるおそれがあるとき。

第3条 会議の開催にあたっては、次に掲げる事項を、市ホームページ等に掲載するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 開催の日時
- (2) 開催の場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴者の定員
- (5) 協議会の事務局及び問合せ先
- (6) その他必要な事項

(公開の方法等)

第4条 会議の公開は、会長が傍聴希望者に当該審議の傍聴を認めることにより行う。

- 2 会場に傍聴席と記者席を設け、傍聴を認める定員は10人とする。ただし、会長が特に認める場合は、この限りでない。
- 3 公開にあたっては、傍聴者に傍聴要領(別記様式)を配付し、会議が公正かつ円滑に行われるよう秩序の維持に努めるものとする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、傍聴者を退場させることができる。

(会議録の公開)

第5条 会議録は、栃木市情報公開条例に基づき開示するものとする。

附 則

この告示は、平成22年3月29日から施行する。

別記様式（第4条関係）

傍 聴 要 領

栃木市国民健康保険運営協議会

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する場合は、会議の開催時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、協議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会場入室して下さい。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従って下さい。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは注意し、なお、これに従わないときは退場していただく場合や、その時点で会議を非公開とする場合があります。

3 会議を傍聴するにあたって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、次の事項を守って下さい。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場においては、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為を行わないこと。

